

治療費の請求、応召義務などについて～病院ないし医師の医療行為に関する一般的な法律



顧問弁護士

多良法律事務所
多良 博明

(1) 消滅時効について
(民法166条)
治療費等の請求（医師、薬剤師等の診療、調剤に関する債権）については医療機関が権利を行使できることを知ったときから5年間行使しないときは時効によって消滅します（なお、民法改正がなされる前は、治療費の請求は3年間で時効消滅していた）。

また、知らなくとも権利を行使できる時から10年間行使しないときも時効によって消滅します。したがって、治療費等の請求は、診療した後、5年内に行っておく必要があります。

Q1 5年内に請求書を送付しておくだけで、時効消滅を阻止できるか？
A よく問題となるのが、時効期間の経過前（5年内）に、催告ないし内容証明で請求し、その後も繰り返し請求したとしても、時効が成立しますので注意が必要です。確かに、時効経過前の請求（催告）には一定の法的効果が認められます。すなわち、催告によって時効の完成が猶予されます（民法150条）。時効完成前に催告があったときは、その時点から6カ月を経過するまでの間は時効は完成しないとされます。なお、再度の催告があっても、猶予はされません。何度催告しても、効力はありません。

猶予期間中にあらためて裁判上の請求（裁判）がなされなければ、時効の完成を阻止することはできません（民法147条）。したがって、時効完成前に裁判上の請求を行うか、時効期間が経過しそうだという時、裁判上の請求が間に合

わないときは一旦内容証明で催告し、その後裁判上の請求を行うことにすれば治療費の請求は時効によって消滅しません。
Q2 治療費の請求を5年経過した後、請求した場合、どうなるか
A 請求に応じて、相手方が一旦支払った場合にはもはや時効の主張はできません。時効期間が経過していたとしても、債権はそのまま残存しており、請求することはできるのです。支払義務がないと主張するためには債権者に対し、時効の援用の通知（時効の主張）をする必要があります。

①緊急対応が必要であるか（病状の深刻度）
応召義務は患者の生命・身体の保護を図ることを目的とするものであるため、緊急性の有無は検討すべき要素になります。
②診療を求められたのが診察時間内か時間外か
基本的には勤務時間外（診療時間外）であれば、医師は応召義務を負いません。

③患者との信頼関係
患者側に問題行動がある場合、医師が応召義務を負うのは相当性を欠くので、応召義務を負わなくてもよいとされています。
Q4 その他、正当事由

に該当するか否か、個別事例があれば教えてください。
A 事例については次のとおりです。
①患者迷惑行為
患者が診療内容と関係のないクレームを繰り返すなど迷惑行為がある場合には、患者との信頼関係がないことから、新たな診療を拒否することが認められます。
②医療費の不払い
以前に医療費の不払いがあったとしても、不払いを理由に直ちに診療を拒否することは正当化されません。ただし、保険診療において自己負担分の未払いが重なっている場合には、診療を拒否することができます。

③患者との信頼関係
患者側に問題行動がある場合、医師が応召義務を負うのは相当性を欠くので、応召義務を負わなくてもよいとされています。
Q4 その他、正当事由

③患者との信頼関係
患者側に問題行動がある場合、医師が応召義務を負うのは相当性を欠くので、応召義務を負わなくてもよいとされています。
Q4 その他、正当事由

③患者との信頼関係
患者側に問題行動がある場合、医師が応召義務を負うのは相当性を欠くので、応召義務を負わなくてもよいとされています。
Q4 その他、正当事由